

社会福祉法人 人と緑の大地 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人人と緑の大地（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の総額)

第3条 役員に対する各年度の報酬等の総額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 理事 288万円（ただし、職員給与として支給している額を除く。）
- (2) 監事 14万円

(報酬等の支給基準)

第4条 役員等に対する報酬等の支給基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の基本報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。
- (2) 評議員、理事及び監事に対する基本報酬については、当該年度の3月に支給する。
- 2 評議員、理事及び監事の会議等の出席報酬及び業務のための出勤報酬については、その都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り等計算)

第7条 新たに役員等に就任した場合は、月額報酬についてはその日から、年額報酬については

その月から支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、月額報酬については前日まで、年額報酬についてはその月まで支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の月額報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 年度の中途における就任、退任又は解任の場合の年額報酬については、月割りによって計算する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合の月額報酬については、その月までの報酬を支給する。
- 6 第3項及び第4項の規定により計算した金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. 従前の、社会福祉法人人と緑の大地 役員等報酬規程（平成29年4月1日施行）は、廃止する。

別表（役員等の報酬）

（１）評議員

基本報酬	年 額	10,000円
評議員会への出席報酬	日 額	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤報酬	日 額	5,000円

（２）理事長

基本報酬	月 額	200,000円
------	-----	----------

（４）理事

基本報酬	年 額	20,000円
理事会への出席報酬	日 額	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤報酬	日 額	5,000円

（５）監事

基本報酬	年 額	20,000円
監事監査及び理事会等への出席報酬	日 額	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤報酬	日 額	5,000円